

ごみの野焼きは

法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。また、特にこれからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

① 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為
（県知事の許可を受けている特定小型焼却炉）

② 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却
（災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など）

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
（どんど焼き、かがり火、たいまつなど）

④ 教育活動の一環として行われる焼却行為
（キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など）

⑤ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為
※廃ビニールの焼却は不可
※稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号へ掲載されていますので、参考にしてください。

⑥ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
（落ち葉たき等）
※一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いいたします。

お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618（直通）

平成27年度
境警察署管内による
野焼き検挙件数
2件



10月1日から小児・妊産婦^福の所得制限が緩和されました

茨城県医療福祉対策要綱等の改正に伴い、医療福祉費支給制度^福のうち、小児と妊産婦の所得制限が左表のように緩和され、医療費の助成を受ける対象者が拡大されます。
※新たに対象となる方には、個別に通知しています。
お問い合わせ 町民税務課 町民G ☎(84)1965（直通）

(現行)

扶養親族の数	(千円)	老人控除対象配偶者または扶養親族数		
		1人	2人	3人
0人	3,930	—	—	—
1人	4,230	4,290	—	—
2人	4,530	4,590	4,650	—
3人	4,830	4,890	4,950	5,010



(改正後)

扶養親族の数	(千円)	老人控除対象配偶者または扶養親族数		
		1人	2人	3人
0人	6,220	—	—	—
1人	6,600	6,660	—	—
2人	6,980	7,040	7,100	—
3人	7,360	7,420	7,480	7,540